

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく 立入検査マニュアル

このマニュアルは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）（以下「液石法」または「法」という。）第 83 条第 3 項または同条第 4 項に基づき行う立入検査の方法ならびにその結果の取扱いを次のとおり定める。

ただし、法令違反、事故等が発生した際の立入検査など臨時、緊急に実施する場合は、この限りではない。

平成 20 年（2008 年）5 月 15 日 制定

滋賀県防災危機管理局

1 目的

立入検査の対象となる者に関する業務の実態を把握し、法の執行の適正化を図ることを目的とする。

2 対象

立入検査の対象は、滋賀県知事において法第 3 条に基づき登録をした液化石油ガス販売事業者、法第 29 条に基づき認定をした保安機関、法第 37 条の 4 に基づき許可した充てん事業者および法第 38 条の 10 に基づき滋賀県知事に届け出た特定液化石油ガス設備工事事業者とする。（以下「被検査事業所」という。）

3 計画

立入検査の実施にあたり、以下の立入検査計画を作成するものとする。

- (1) 立入検査計画には、被検査事業所、立入検査実施日および重点検査項目があればその内容を記載することとする。
- (2) 被検査事業所の選定は以下によるものとし、上位に記載の者から検査の対象とする。
 - ① 事故（A 級事故または B 級事故並びに法令違反のあった C 級事故）があった事業所
 - ② 法に基づき適切な運用が行われていない恐れのある事業所
 - ③ 前回、立入検査を予定していたが実施できなかった事業所
 - ④ 立入検査の結果、再検査が必要（検査結果が以下のような者）な事業所
 - ・指摘事項が 15 件を超える事業所

- ・一般消費者等に法第 14 条に基づく書面の交付ができていない割合（立入検査で確認した割合）が 10%を超える事業所
- ・定期供給設備点検および定期消費設備調査において、4 年に 1 回の点検・調査が実施できていない割合（立入検査で確認した割合）が 10%を超える事業所
- ・ガスメーターの期限管理ができていない割合（立入検査で確認した割合）が 10%を超える事業所

⑤ 立入検査の指摘に対する改善報告書の提出がない事業所

⑥ 前回の立入検査から一定期間が経過している事業所（概ね 5 年ごと）

⑦ 保安に対する取り組みができていない恐れのある事業所（継続して保安講習会に参加などの事業所）

⑧ 法施行規則第 132 条に基づく報告のない事業所

(3) 立入検査実施日は、販売事業者の繁忙期（12 月から 3 月）以外を基本とする。

4 通知

被検査事業所に対する立入検査日の通知は、原則として立入検査日の 1 月前までに行う。

5 検査項目および指摘基準

立入検査に係る検査項目を定め、不適事項に対する指摘に基準を設けるものとする。

(1) 立入検査に係る検査項目は、別紙 1「液石法に基づく立入検査項目（保安の確保）」および別紙 2「液石法に基づく立入検査項目（取引の適正化）」によるものとする。なお、重点検査項目については重点的に検査を行う。

(2) 立入検査による不適事項に対する指摘の基準は、以下、別紙 1「液石法に基づく立入検査項目（保安の確保）」および別紙 2「液石法に基づく立入検査項目（取引の適正化）」によるものとする。

① 法に基づく登録、認定または許可の取り消しに該当するものは、勧告とする。

② 以下の 5(2)③の同じ注意を 3 年以内に 2 回以上受けるものは、勧告とする。

③ 法に基づく改善命令に該当するものは、注意とする。

④ 上記の 5(2)①から③に該当しないものは、口頭指示とする。

(3) 時間等の都合で、全てを確認できない場合は、適宜必要な内容について検査する。

6 評価

立入検査の対象となった被検査事業所の評価は、別紙 1「液石法に基づく立入検査項目（保安の確保）」および別紙 2「液石法に基づく立入検査項目（取引の適正化）」の項目ごとに、次の判定による減点数を合計して行うものとする。

(1) 指摘に対する減点は以下によるものとする。

基準を遵守し、全体をとおして概ね良く管理されている・・・減点なし

基準が遵守されていないが、一部は良く管理されている・・・減点 0.5

基準が遵守されておらず、全く管理されていない・・・・・・・・減点 1.0

(2) 被検査事業所の評価は以下によるものとする。

減点の合計			評価
販売事業のみ	保安業務のみ	販売事業かつ保安業務	
1.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	A
1.5 超 2.5 以下	1.0 超 2.0 以下	2.0 超 4.0 以下	B
2.5 超 4.0 以下	2.0 超 2.5 以下	4.0 超 6.0 以下	C
4.0 超 5.5 以下	2.5 超 3.0 以下	6.0 超 8.0 以下	D
5.5 超	3.0 超	8.0 超	E

7 結果の通知

立入検査による指摘事項を被検査事業所に通知するものとし、以下の指摘については改善報告を求めるものとする。

- ・ 勧告に該当する指摘
- ・ 注意に該当する指摘
- ・ 口頭指示に該当する指摘のうち、改善報告が必要と認められるもの

8 不適事項に対する措置

不適事項に対しては、別紙 3「立入検査の不適事項に対する措置」により処分等を行う。

付則

本マニュアルは、平成 20 年 5 月 15 日から施行する。

本マニュアルを改訂し、平成 22 年 1 月 19 日から施行する。

本マニュアルを改訂し、平成 22 年 10 月 22 日から施行する。

本マニュアルを改訂し、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

本マニュアルを改訂し、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。

別紙1 液石法に基づく立入検査項目(保安の確保)

項目	法令	審査内容	指示
1 販売登録	法3条	販売事業の登録内容 ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 販売所の名称及び所在地	口頭 勧告
2 保安機関認定	法29条	保安業務を受託している販売所は滋賀県内のみ	勧告
	法29条	保安機関の認定内容 ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・ 事業所の名称及び所在地	口頭 口頭
	法32条	保安機関の認定期間	勧告
	法29条3項	保安業務に係る認定された一般消費者等の数	勧告
3 保安業務規程認可	法35条	保安業務規程の保管	勧告
	法35条2項	保安業務規程の内容	勧告
4 変更届	法8条	販売所等の変更の届出	口頭
	法35条の4	保安機関の変更の届出	口頭
5 標識の掲示	法7条	販売所の標識を公衆の見やすい場所に掲示	口頭
	法7条1項	販売所の標識の内容	口頭
6 業務主任者等	法19条1項	業務主任者の選任数	勧告
	法19条	業務主任者の在籍	勧告
	法19条2項	業務主任者の届出	口頭
	法19条1項	業務主任者の条件	勧告
	法19条3項	業務主任者の講習受講	勧告
	法19条1項	業務主任者の兼務条件	勧告
	法20条	業務主任者の職務の実施状況	勧告
	法21条1項	業務主任者の代理者の在籍	口頭
	法21条2項	業務主任者の代理者の届出	口頭
	法21条1項	業務主任者の代理者の条件	口頭
7 事業報告	規則132条	販売事業者の規則第132条の報告	口頭
	規則132条	保安機関の規則第132条の報告	口頭
	規則132条	充てん事業者の規則第132条の報告	口頭
8 帳簿・販売の方法	法13条1項	販売するLPガスの規格	勧告
	法16条2項	契約解除時の供給設備の遅滞ない撤去	注意
	法16条2項	契約解除時の配管所有権の移転	注意
	法16条2項	販売(体積、質量)の方法の基準適合(規則第16条)	注意
	法16条の2	供給設備の技術基準適合(規則第18、19、53、54条)	注意
	法37条の3	特定供給設備の完成検査(設置、変更)	勧告
	規則16条22号	バルク貯槽、付属機器の告示検査	注意
	法81条1項	販売事業者(体積、質量)の帳簿の記載内容	口頭
	法81条1項	保安機関の帳簿の記載内容	口頭
	法81条1項	充てん事業者の帳簿の記載内容	口頭
9 書面交付	法14条	一般消費者等への書面交付	注意
	法14条	一般消費者等への書面の記載事項	注意
10 保安業務実施者	法27条3項	販売事業者が自ら保安業務を行う場合の認定区分	勧告
	法27条2項	保安業務を委託する場合、委託先の認定区分	勧告
	法31条1号	保安機関の保安業務資格者	勧告
	法34条2項	保安業務の再委託を行っていない	勧告
11 委託契約書	法27条2項	保安業務を委託する場合、委託契約書の締結	勧告
	法28条1項	保安業務委託契約書の内容	口頭
12 供給開始時点検調査	法27条1項	供給開始時に供給開始時点検・調査(体積、質量)を実施し、販売事業者に通知	勧告
	規則36条1項	供給開始時点検・調査の点検を行う事項	注意
	法81条1項	供給開始時点検・調査の帳簿の記載内容	口頭

項目	法令	審査内容	指示
13 容器交換時点検	法27条1項1号	容器交換時等供給設備点検を全ての一般消費者等を実施し、販売事業者へに通知	勧告
	規則36条1項	容器交換時等供給設備点検の点検回数	注意
	規則36条1項	容器交換時等供給設備点検の点検を行う事項	注意
	法81条1項	容器交換時等供給設備点検の帳簿の記載内容	口頭
14 定期供給設備点検	法27条1項1号	定期供給設備点検を全ての一般消費者等へに実施し、販売事業者へに通知	勧告
	規則36条1項	定期供給設備点検の点検回数	注意
	規則36条1項	定期供給設備点検の点検を行う事項	注意
	法81条1項	定期供給設備点検の帳簿の記載内容	口頭
15 定期消費設備調査	法27条1項2号	定期消費設備調査(体積、質量)を全ての一般消費者等へに実施	勧告
	規則37条1項	定期消費設備調査の調査回数	注意
	規則37条1項	定期消費設備調査の調査を行う事項	注意
	法34条1項	消費設備の設置場所に立ち入ることについて承諾を得られない場合の対応	注意
	法34条1項	業務用施設の調査拒否への対応	注意
	法27条1項2号	消費設備が技術上の基準に適合しない場合の通知	勧告
	規則37条3号	消費設備が技術上の基準に適合しない場合の再調査の実施	注意
16 周知	法81条1項	定期消費設備調査の帳簿の記載内容	口頭
	法27条1項3号	周知の実施(体積、質量)回数	勧告
	規則38条	周知の方法	注意
	規則27条	周知の内容	勧告
17 緊急時対応	法81条1項	周知の帳簿の記載内容	口頭
	法27条1項4号	緊急時の措置の実施	勧告
	規則31条1号	緊急時対応を行う一般消費者等の範囲	勧告
	規則31条1号	緊急時対応を行う保安業務資格者の常駐	勧告
	規則31条1号	緊急時に出勤する手段が保安業務計画書と一致	勧告
18 緊急時連絡	法81条1項	緊急時対応の帳簿の記載内容	口頭
	法27条1項4号	緊急時の連絡の実施	勧告
	規則31条1号	緊急時に連絡を受ける体制	勧告
	規則31条1号	緊急時に連絡を受ける手段が保安業務計画書と一致	勧告
19 保安業務機器	法81条1項	緊急時連絡の帳簿の記載内容	口頭
	規則31条2号	保安業務計画書に記載された保安業務用機器の保有確認	勧告
20 移動車両	例示29節1(1)	自記圧力計の精度確認記録	口頭
	液石則49条	容器を積載する車両の技術上の基準	
	液石則49条1号	・警戒標	口頭
	液石則49条5号	・消火設備	口頭
21 損害賠償措置	液石則49条5号	・緊急工具	口頭
	規則6条	販売事業者の損害賠償責任保険契約	勧告
		・契約の締結	勧告
		・契約対象の一般消費者等の数	勧告
		・補償の限度額	勧告
22 貯蔵施設	規則32条	保安機関の損害賠償責任保険契約	勧告
		・契約の締結	勧告
		・契約対象の一般消費者等の数	勧告
		・補償の限度額	勧告
22 貯蔵施設	法3条2項3号	貯蔵施設の位置及び構造が登録内容と一致	勧告
	法11条	貯蔵施設の所有または占有	勧告
	規則11条2項	貯蔵施設を所有または占有しない場合の基準適合	勧告
	法37条の3	許可対象の貯蔵施設の完成検査(設置、変更)	勧告
	法16条	貯蔵施設の技術基準適合	注意
		・貯蔵施設の警戒標	注意
		・貯蔵施設から保安物件までの距離	注意
		・貯蔵施設の障壁の構造	注意
		・貯蔵施設の屋根の材質	注意
		・貯蔵施設にLPガスが滞留しない構造	注意

項目	法令	審査内容	指示
		・ 貯蔵施設の消火設備	注意
	規則16条	貯蔵施設の状況 ・ 充てん容器、計量器等作業に必要な物以外の物を置かない ・ 充てん容器、残ガス容器の設置状況 ・ 貯蔵施設周辺の火気の状況 ・ 貯蔵施設周辺の引火性、発火性の物の状況	注意 注意 注意 注意
	法81条1項	貯蔵施設に異常があった場合の記録	口頭
23 容器の管理	規則16条1号	充てん容器の状況	注意
	規則16条2号	充てん容器の充てん期間	注意
	規則16条9号	充てん容器の転落、転倒防止措置	注意
24 ガスメーター	規則16条13号	ガスメーターの期限管理	注意
25 ガス漏れ警報器	規則44条1号カ	ガス漏れ警報器の設置義務施設への設置状況	口頭
26 設備工事	法38条の10	特定液化石油ガス工事事業の届出	口頭
	法38条の9	液石油ガス設備士の講習受講	口頭
	法38条の12	特定液化石油ガス設備工事の記録	口頭
	法38条の13	自記圧力計の備え付け	口頭
	法38条の3	液化石油ガス設備工事の届出	口頭
27 埋設管の管理	規則36条1項	埋設管の漏えい試験の実施状況	注意
28 保安教育	法18条	保安教育の実施	口頭

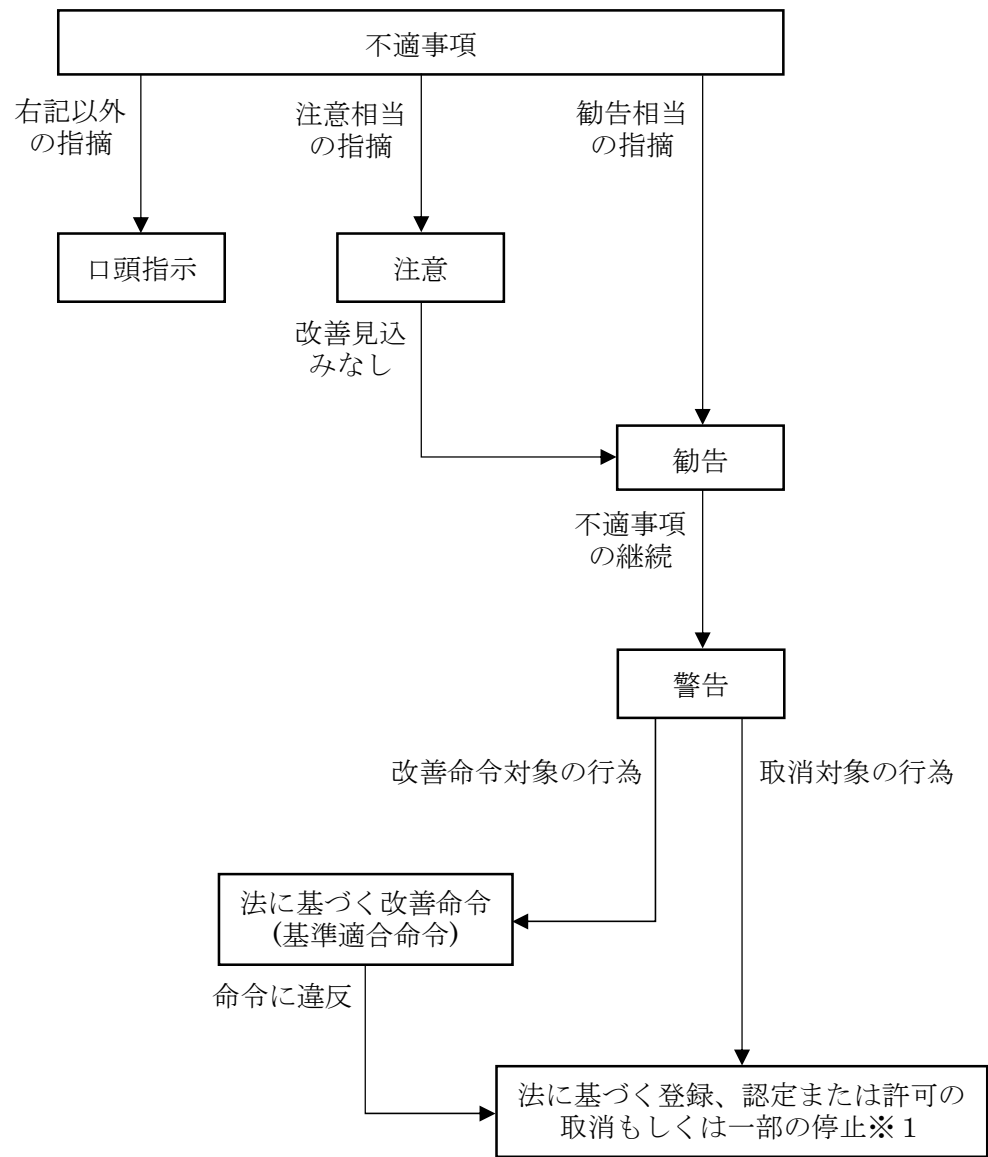
別紙2 液石法に基づく立入検査項目（取引の適正化）

項目	法令	審査内容	指示
1 業務体制	(一般) 法令遵守	法令遵守に向けて社内体制などを構築しているか。 (確認書類例) ✓コンプライアンス規程など ✓組織体制図 ✓取組宣言など実績	口頭
2 14条書面関係	法14条1項	販売契約を締結した一般消費者等に14条書面が交付されているか。	注意
	法14条1項6号 規則13条5号 通達13条1.	価格の算定方法、算定の基礎となる項目、算定の基礎となる項目についての内容の説明が、適切に記載されているか。 特に、賃貸型集合住宅の入居者について、LPガス販売事業者の費用負担により設備等を設置し、当該設備等の設置費用を当該賃貸集合住宅の入居者からLPガス料金とともに徴収している場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」において、当該設備等の名称及び月額費用が記載されているか。 当該設備等の費用が基本料金又は従量料金に含まれている場合には、「算定の基礎となる項目」についての内容の説明」の中で、当該設備等の名称及び月額費用が記載されているか。	注意
	法14条1項6号 規則13条6号 通達13条2.	供給設備及び消費設備の所有関係が適切に記載されているか。	注意
	法14条1項6号 規則13条7号	供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担方法が記載されているか。	注意
	法14条1項6号 規則13条8号 通達13条3.	消費設備の所有権がLPガス販売事業者にある場合に、当該消費設備の利用料及び徴収方法が記載されているか。	注意
	法14条1項6号 規則13条9号 通達13条4.	消費設備に係る配管の所有権がLPガス販売事業者にある場合に、一般消費者等が契約を解除し、当該配管の所有権を一般消費者等に移転する際、一般消費者等が支払う必要がある精算額が明確にわかるように記載されているか。	注意
3 販売方法の 基準関係	法16条2項 規則16条11号 通達16条1.	LPガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合に、LPガスの供給開始時までに、当該消費設備がLPガス販売事業者の所有する設備であることを一般消費者等に確認しているか。	注意
	法16条2項 規則16条15-2 通達16条2. ガイドライン(2)	販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、賃貸借契約が締結される前に、直接又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めているか。 賃貸集合住宅等においては、LPガス事業者は、消費者がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、当該不動産関係者から適切に情報提供されるようにしているか。 ①日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供しているか ②不動産関係者に情報提供した料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供しているか。 ③不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応しているか また、消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じているか。 (確認書類例) ✓自社のホームページまたは店頭への掲示 ✓料金メニュー等の料金表の有無 ✓〇〇不動産への料金表の提供時の記録 ✓通常営業時に提供した供給条件、料金表等の書類の記録 ✓社内の営業会議の書類、営業記録などによる供給条件、料金表等の提示の記録 ✓一般消費者からの直接照会に対する情報提供実績（ログ情報など含む）	注意

項目	法令	審査内容	指示
	法16条2項 規則16条15-3 通達16条2. ガイドライン(3)	販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与していないか。 ア) 正常な商慣習を超えた利益供与の制限 ①賃貸集合住宅等のオーナー等に対して、LPガス事業者を切替える条件として、設備の無償貸与、当該設備のフリーメンテナンス、入居者たる消費者紹介にかかる謝礼金やLPガスボンベの設置スペースの賃借料の支払い等、様々な名目により利益供与を行っていないか。 ②消費者に対して値上げありきの安価なLPガス料金を提示していないか。 イ) LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結の禁止 ①契約の解除を一切もしくは長期間許容しない期間や条件を設けていないか。 ②契約の解除に関して、月々のLPガス料金に照らして高額な違約金規定や貸与設備等の買取条項や返金条項を設けていないか。 ③消費者からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間としていないか。 消費者からのLPガス販売契約の解除や契約の自動的な更新を拒否する申出に応じない、若しくはそれらの手続の方法を明示しないなど、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害する行為をしていないか。 いわゆる「貸付配管」は、消費者によるLPガス事業者の選択を阻害するものであることから、今後の新規契約においては、建物所有者と配管所有者を一致させ、貸付配管を行わない方向で取り組んでいるか。 (確認書類例) ✓固定資産台帳 ✓営業費用や損金として会計処理された記録 ✓通報情報 ✓リース会社への支払い記録 ✓旧LPガス供給事業者への支払い記録	注意
	法16条2項 規則16条15-4 通達16条3. ガイドライン(4) ※R7年4月2日施行	販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等と販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与していないか。 (確認書類例) ✓固定資産台帳 ✓営業費用や損金として会計処理された記録 ✓通報情報 ✓リース会社への支払い記録 ✓旧LPガス供給事業者への支払い記録	注意
	法16条2項 規則16条15-5 通達16条2.	販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結していないか。 (確認書類例) ✓(設備)機器貸与契約書(賃貸) ✓(配管)設備貸与契約書(賃貸) ✓メンテナンスフリー契約書	注意
	法16条2項 規則16条15-6 通達16条3.	販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる同一である場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結していないか。 (確認書類例) ✓(設備)機器貸与契約書(戸建て) ✓(配管)設備貸与契約書(戸建て) ✓メンテナンスフリー契約書	注意

項目	法令	審査内容	指示
	法16条2項 規則16条15-7 通達16条4.	一般消費者等にL Pガス料金を請求するごとに、L Pガス料金（例えば基本料金や従量料金）やL Pガスの使用量、設備利用料など、一般消費者等の負担となる費用の算定根拠が書面などにより通知されているか。また、書面などに記載されている算定根拠は、1 4条書面に記載されている「算定の基礎となる項目」に従って、適切に記載されているか。 書面による通知以外の方法（例えば電子メールやインターネットのウェブサイトを活用する方法）で算定根拠の通知を行っている場合には、一般消費者等が書面による通知以外の方法で通知することを承諾した旨を、書面により確認しているか。	注意
	法16条2項 規則16条15-8 通達16条5.	一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及びガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。 (確認書類例) ✓物件毎の料金算定方法・その考え方 ✓近隣の集合物件での料金格差の有無・その理由	注意
	法16条2項 規則16条15-9 通達16条6.	販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、販売契約を締結している一般消費者等に対し料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、販売事業者と当該一般消費者等の間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。 (確認書類例) ✓物件毎の料金算定方法・その考え方 ✓近隣の集合物件での料金格差の有無・その理由	注意
4 取引適正化ガイドライン関係	ガイドライン(1)	自社のホームページを開設しているL Pガス販売事業者は、当該ホームページで、①標準的な料金メニュー、②平均的な使用量に応じた月額料金例を公表しているか。 自社のホームページを開設していないL Pガス販売事業者は、店頭の見えやすい場所に、①標準的な料金メニュー、②平均的な使用量に応じた月額料金例を掲示するなどしているか。	口頭
	ガイドライン(2)	一般消費者等に1 4条書面を交付する際に、液化石油ガス法施行規則13条5号から9号に定める事項を説明し、一般消費者等から説明を受けた旨を書面で確認しているか。	口頭
	ガイドライン(3)	L Pガス料金の変更を行っている場合に、ガイドラインで定める一定期間前までに、変更前の料金と変更後の料金が比較できるよう、また変更理由を記載して、書面等により通知しているか。 料金変更を通知する際には、一般消費者等が変更後の料金を容易に判別できるよう、変更後の料金の文字を大きくする、文字の色を変えるなどしているか。 書面による通知以外の方法（例えば電子メールやインターネットのウェブサイトを活用する方法）で算定根拠の通知を行っている場合には、一般消費者等が書面による通知以外の方法で通知することを承諾した旨を、書面により確認しているか。	口頭
	ガイドライン(4)	一般消費者等から寄せられた苦情・問合せに対し、適切かつ迅速な処理が行われているか。 一般消費者等から寄せられた苦情・問合せの記録簿（苦情等の受付日、内容、処理状況等を記録したもの）が作成されているか。	口頭

立入検査の不適事項に対する措置



※ 1 行政手続法第 3 章に基づく不利益処分